

補償コンサルタント登録業者の不誠実行為に対する登録停止等措置の基準

第1 趣旨

本基準は、補償コンサルタント登録業者（以下「登録業者」という。）による不誠実行為（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第11条第1項の規定による登録停止措置及び第12条第1項第4号、第8号、第10号又は第11号の規定による登録消除措置の対象となる行為をいう。以下同じ。）について、国土交通大臣が、登録規程第11条第1項の規定による登録停止措置及び登録規程第12条第1項第4号、第8号、第10号又は第11号の規定による登録消除措置（以下「登録停止等措置」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、補償コンサルタント登録業者が行う不誠実行為に厳正に対処し、もって登録業者に対する発注者の信頼確保と補償業務の適正な実施を確保することを目的とする。

第2 総則

1 登録停止等措置の基本的考え方

登録業者の不誠実行為に対する登録停止等措置は、登録規程第1条に定める「補償コンサルタントの登録について必要な事項を定め、その業務の適正を図ることにより、公共事業の円滑な遂行と損失の補償の確保に資する」という目的を踏まえつつ、不誠実行為の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案し、登録停止等措置が相当であると認められる場合は、速やかに、本基準に従い行うこととする。

2 法令違反に係る登録停止等措置

登録停止等措置の対象となる不誠実行為の事実が、独占禁止法等法令違反に係る場合は、その刑の確定や排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で登録停止等措置を行うこととする。

3 登録停止等措置の対象

登録停止等措置は、登録部門を限定せずに行うことを基本とする。ただし、不誠実行為が他と区別された特定の登録部門のみで発生したことが明らかな場合であって、役員が、当該不誠実行為の存在を知らず、かつ、知らなかったことについてその責めに帰すべき理由がないことが明らかであるときは、当該登録部門について登録停止等措置を行うこととする。

4 複数の措置事由に該当する場合等の取扱い

- (1) 二以上の措置事由に該当する一の行為について登録停止等措置を行う場合は、最も重い措置事由に基づき登録停止等措置を行うこととする。
- (2) 二以上の登録停止措置をすべき行為について併せて登録停止等措置を行う場

合は、それぞれの措置事由に係る登録停止期間のうち最も長期である期間を2分の3倍に加重して行うこととする。ただし、加重後の期間は、1年を超えることはできないとともに、それぞれの措置事由に係る登録停止期間の合計した期間を超えることはできないこととする。

5 過去に登録停止等措置を受けている場合の取扱い

- (1) 過去に登録停止等措置を受けた登録業者が、当該登録停止等措置を受けた日（登録停止措置については、登録停止期間満了日）から3年を経過するまでの間に再び不誠実行為を行った場合において、当該不誠実行為に対する登録停止措置を行う場合は、その登録停止期間を2倍に加重することとする。ただし、加重後の期間は、1年を超えることができないこととする。
- (2) (1)にかかわらず、過去に、業務に関する談合行為により、登録停止等措置を受けた登録業者が、当該登録停止等措置を受けた日（登録停止措置については、登録停止期間満了日）から10年を経過するまでの間に再び談合行為を行い、登録停止措置を行うときは、その登録停止期間を2倍に加重することとする。ただし、加重後の期間は、1年を超えることができないこととする。

6 登録停止措置により禁止される行為

登録停止措置の対象となる登録部門について、登録停止期間中は、当該登録部門の登録を受けている旨を表示してはならないこととされている。その禁止される行為の例は次の通りである。

- (1) 登録停止措置の対象登録部門について、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページ、名刺など表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。
- (2) 登録停止措置の対象登録部門について、その登録を受けていることを参加資格要件とした新たな補償業務の請負（委託）契約の締結及び当該請負（委託）契約又は登録停止期間満了後における新たな請負（委託）契約に関連する入札、見積書の提出、交渉等を行うこと。

7 不誠実行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

不誠実行為があった時から3年を経過し、その間、登録業者として適正に業務が運営されている場合には、登録停止等措置を行わないことができる。ただし、当該行為の発覚までに相当の期間を要した特別の事情がある場合又は法令違反を措置事由とする不誠実行為については、この限りでない。

第3 登録停止等措置の基準

1 基本的考え方

- (1) 登録規程第12条第1項第4号、第10号又は第11号に該当する場合登録消除措置を行うこととする。

(2) 登録規程第11条第1項に規定する不誠実行為があった場合

以下の2に定める具体的基準に従い登録停止措置を行うこととする。ただし、その情状が特に重いときは、登録規程第12条第1項第8号により登録消除措置を行うこととする。

2 登録停止措置の具体的基準

(1) 委託（請負）契約に関する不誠実行為

① 入札・契約手続に関する不誠実行為

補償業務の委託（請負）契約に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他入札及び契約手続について不誠実行為を行ったときは、30日以上の登録停止措置を行うこととする。

② 一括再委託等

一括再委託等の禁止が規定されている補償業務の委託（請負）契約において、当該規定に違反した場合は、30日以上の登録停止措置を行うこととする。

③ 主任担当者の不設置

受託又は請け負った補償業務について、当該業務の管理及び統轄を行う主任担当者（名称にかかわらず、同様な立場にある者を含む。）の設置義務が規定されている補償業務の委託（請負）契約において、当該規定に違反した場合（資格要件を満たさない者を置いたときも含む。）は、30日以上の登録停止の措置を行うこととする。

④ 守秘義務違反

守秘義務が規定されている補償業務の委託（請負）契約において、当該規定に違反した場合は、30日以上の登録停止措置を行うこととする。

⑤ 粗雑業務による成果物の重大な瑕疵

受託又は請け負った補償業務を粗雑にしたことにより、成果物に重大な瑕疵が生じたときは、30日以上の登録停止措置を行うこととする。

(2) 業務に関する法令違反

法令違反の例は、次のとおりであるが、登録停止等措置に当たっては、法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、補償コンサルタントの営業との関連等を総合的に勘案して、登録業者として不相当であると認められる場合に行うこととする。

① 補償業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（贈賄罪、競売入札妨害罪、談合罪）独占禁止法違反）

a 代表権のある役員（登録業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の登録停止措置を行うこととする。

- b 代表権のない役員が刑に処せられた場合は、120日以上の登録停止措置を行うこととする。
- c 上記a及びb以外の者が刑に処せられた場合は、60日以上の登録停止措置を行うこととする。
- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13条に基づく通知を受けた場合を含む）は、30日以上の登録停止措置を行うこととする。

② 法人税法、消費税法等の税法違反

- a 役員が懲役刑に処せられた場合は、30日以上の登録停止措置を行うこととする。
- b 役職員が刑に処せられた場合（上記aを除く。）は、15日以上の登録停止措置を行うこととする。

③ その他法令違反

- 役員が刑に処せられた場合は、15日以上の登録停止措置を行うこととする。

(3) 情状による登録停止期間の減輕

情状により特に減輕すべき事由があるときは、(1)、(2)に定める登録停止期間について減輕することができるものとする。

第4 登録停止等措置の公表

本基準に基づく登録停止等措置を行った場合は、速やかに公表するとともに、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載することとする。

第5 施行期日

この基準は、平成21年7月21日から施行する。